

令和5年10月6日

所 属 長 各 位

会 津 美 里 町 長

令和6年度当初予算編成方針について（通知）

国は、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、令和6年度予算編成にあたり、物価や経済の動向を踏まえ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、新たな経済成長の軌道に乗せていくとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、少子化対策・こども政策の根本強化を含めた新しい資本主義の加速などの重点政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とするとしている。一方で、「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」において、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、裁量的経費は、令和5年度予算からの更なる抑制を図り、義務的経費についても聖域を設けることなく、制度の根底にまで踏みこんだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るものとしている。

本町の財政見通しについては、歳入における自主財源の半分を占める町税収入において、企業収益が堅調に推移したこと等により法人町民税及び個人町民税は底堅く推移しているが、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点で財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。また、依存財源である普通交付税においても、総務省の概算要求では、地方自治体への地方交付税の配分額を前年度比1.1%増としているものの、国勢調査人口の減少にともなう急減緩和措置により引き続き減額が見込まれるところである。

歳出においては、防災情報システム事業や社会体育施設改修事業など、公共施設等長寿命化計画に位置づけられた大規模改修事業を継続するほか、施設の維持改修経費、人口減少対策、デジタル化推進等の経費増加に加え、物価高騰による町財政への打撃も長期化しており、こうした諸課題のための財源を生み出すためには、より一層の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、令和6年度予算編成に当たっては、第3次総合計画の後期基本計画の4年度目として、今まで以上に創意工夫して、限られた財源を最大限有効に活用し、総合計画に掲げる施策・事務事業とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進するとともに、長期財政計画に基づく持続可能な財政運営を確保することを基本として編成することとする。

以上の点を踏まえ、令和6年度の予算編成にあたり、次の事項に留意し適正に見積もられるよう通知する。

第1 令和6年度予算編成の基本的方針

- 1 「令和6年度政策方針」に基づく重点プロジェクト事業を戦略的に取り組むものとする。
また、物価や経済の動向を踏まえ、地方創生のまちづくりを、国・県の動向を注視しながら機動的かつ着実に実施するものとする。
- 2 一般財源については、普通交付税の算定基礎人口の減少による減額が見込まれるとともに、町税収入についても、人口減少の影響のほか、原油価格・物価高騰等の影響による見通しが不透明な状況であることから、歳入の確保はもとより、職員一人ひとりがコスト意識をもち、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、徹底した歳出抑制に取り組むこと。
- 3 これまで取り組んできた政策の課題や成果、施策の有効性の評価、検証を十分に行い、特に目的が達成された事業、民間での対応が可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の薄い事業等については、今後注力すべき新たな課題等も踏まえ、必要な見直し・再構築を行い、優先順位を定め年度間の財政負担の平準化を図りながら、より一層適切な予算見積もりとすること。

第2 予算編成の基本的事項

- 1 歳入については、国の予算及び地方財政対策の内容が現時点で明らかでないことから、的確な額を見通すことは困難ではあるが、厳しい財政状況に変わりはないため、過去の実績、国の予算編成及び社会経済情勢の動向等今後の見通しに十分留意し、適正な計上を図ること。
一般財源については、現時点で見込める可能な限りの収入額を設定すること。なお、国・県等の予算編成の動向がわかり次第適宜予算の再調製を行う。
- 2 当初予算は、総計予算主義の原則に基づき1年間の総予算となるため、計上漏れがないように留意するとともに、前年度決算や現年度執行状況等を十分精査した上で、過大な要求とならないよう適切に要求すること。
また、1年間の総予算であることから、年度途中での補正は、制度改正に伴うもの、災害関係経費等緊急性の高いもの等、真にやむを得ない場合についてのみ行うものとする。
- 3 限られた財源の中で施策の重点化を図り、効率的に配分しメリハリのある予算編

成を行うため、課全体で事業の優先度などを十分に検討、調整した上で要求すること。(経営戦略会議で決定した令和6年度の「重点事業プロジェクト」については優先的に予算を配分する。)

なお、事業が当初計画より大幅に増加している事例が多数見られることから、事業の積算・見積りに際しては、慎重な数値の把握に努め適正な額を計上すること。

4 事務事業については、令和4年度最終評価及び令和5年度中間評価（現状分析）により、事業効果及び有効性や実績等を十分に検証・検討し、令和6年度における効果達成のために必要な改革・改善を行うとともに、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を積極的に行うこと。

加えて、債務負担行為を活用した年度単位に縛られない予算執行などにより、事業展開のスピードアップを図り、事業の効果を素早く町民に届ける観点から、事業の開始時期を改めて検証すること。

5 東日本大震災・原子力発電所事故に伴う被害対策に係る事業については、通常の歳入歳出とは別に整理すること。

6 特別会計及び企業会計については、受益者負担を原則とした独立採算制を基本に、安易に一般会計からの繰入金をもって財源調整を行うのではなく、可能な限り収入の確保に努めるとともに、経営的視点から更なる支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。

また、使用料等については、適時適切な改定を実施すること。